

# 貸付けの条件変更等の申込みに対する対応状況

金融円滑化法第4条および第5条に基づく措置の実施状況(平成22年9月末)

平成22年11月15日

株式会社 鳥取銀行

## 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,924	31,188	55,502	79,813		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	5,163	27,219	48,851	70,055		
うち、実行に係る貸付債権の額	2,896	26,598	45,674	68,602		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	-	-	-	-		
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注1)	-	7	24	224		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	-	-	-	-		
うち、審査中の貸付債権の額	2,267	594	3,037	964		
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	19	113	264		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	760	3,968	6,651	9,757		
うち、実行に係る貸付債権の額	401	3,365	5,986	8,883		
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注1)	6	18	111	201		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額(注2)	-	-	56	117		
うち、審査中の貸付債権の額	352	527	407	487		
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	57	146	185		

(注1) 平成22年9月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(300百万)を含んでいます。

(注2) 平成22年9月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(69百万)を含んでいます。

## (別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	237	1,027	1,726	2,499		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	130	591	1,006	1,430		
うち、実行に係る貸付債権の数	87	565	935	1,370		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注3)	0	2	5	16		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	43	21	60	35		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	6	9		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	107	436	720	1,069		
うち、実行に係る貸付債権の数	56	359	639	949		
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注3)	2	5	19	25		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数(注4)	0	0	6	10		
うち、審査中の貸付債権の数	49	63	44	73		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	9	18	22		

(注3) 平成22年9月末時点において、謝絶に係る貸付債権の数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(18件)を含んでいます。

(注4) 平成22年9月末時点において、謝絶に係る貸付債権の数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(7件)を含んでいます。

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	324	3,278	4,069	6,418		
うち、実行に係る貸付債権の額	197	2,884	3,546	6,004		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	-	-	-	-		
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注5)	-	7	9	192		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	-	3	3	103		
うち、審査中の貸付債権の額	126	370	453	116		
うち、取下げに係る貸付債権の額	-	15	59	105		

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	20	98	131	218		
うち、実行に係る貸付債権の数	7	86	118	191		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数(注5)	0	2	3	12		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	1	1	2		
うち、審査中の貸付債権の数	13	9	7	11		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	3	4		

(注5) 平成22年9月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額・数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(181百万、6件)を含んでいます。

## 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	333	1,792	2,797	3,372		
うち、実行に係る貸付債権の額	83	806	1,558	2,071		
うち、謝絶に係る貸付債権の額(注6)	-	57	216	320		
うち、審査中の貸付債権の額	196	666	364	195		
うち、取下げに係る貸付債権の額	54	262	657	784		

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数	21	124	191	231		
うち、実行に係る貸付債権の件数	3	55	110	145		
うち、謝絶に係る貸付債権の件数(注6)	0	4	19	24		
うち、審査中の貸付債権の件数	15	48	22	13		
うち、取下げに係る貸付債権の件数	3	17	40	49		

(注6) 平成22年9月末時点において、謝絶に係る貸付債権の額・数には、貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日、または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のもの(247百万、18件)を含んでいます。